

第35回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和8年5月27日(水) 13時30分
第35回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和8年5月27日(水) 13時38分

3. 閉 会 令和8年5月27日(水) 14時07分

4. 出席委員

1番 石井	2番 尾崎	3番 市村	4番 中島	5番 菅野
6番 泉	7番 舟窪	8番 波多野	9番 小口	10番 小池
11番 田中	12番 武正	13番 羽田野	14番 星	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 9番—小口委員

6. 議事録署名委員 15番—菱川委員 1番—石井委員

7. 付議議件 議案第144号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第145号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第146号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 雄司
事務局 笠谷 俊介
事務局 高橋 正志

9. 会議の概要

事務局	それでは出席予定の皆様がお揃いになりましたので、ただいまより第35回斜里町農業委員会を開催いたします。 本日は9番小口委員より欠席の連絡を受けております。出席委員15名であり、定足数に達しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。 それでは議長、よろしくお願いいたします。
議長	それでは第35回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名委員に、15番菱川委員、1番石井委員、お願いします。 日程2、議案第144号、農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第144号、農地法第4条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については、字川上1筆、公簿地目、現況地目は記載の通り、面積は945㎡、申請の理由は農家用住宅の建設となっております。 区分2、関係の土地については、字川上1筆、公簿地目、現況地目は記載の通り、面積は2,206㎡、申請の理由は農家用施設の建設・増設、追認となっております。現地調査委員は武正委員、田中委員、島田委員。別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認をお願いします。以上です。
議長	現地確認委員、武正委員どうでしたか。
武正委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1、2確認決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	それでは区分1、2、決定とします。 日程3、議案第145号、農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第145号、農地法第5条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る次の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については、字三井3筆、地目は畑、合計面積は37,460㎡、申請の理由は火山灰採取、採取量は49,762㎡となっております。現地調査委員は小口委員、菅野委員、星委員です。別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認をお願いします。以上です。

議長	現地調査委員、菅野委員どうでしたか。
菅野委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1、決定します。 日程4、議案第146号、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明をお願いします。
事務局	議案146号、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 農地中間管理機構に要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について議決を求める。また、農地中間管理機構が計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求める。 (1)公社一時貸付 番号1、関係の土地については字峰浜7筆、地目は畑、合計面積は47,873㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり1,959円となっています。 番号2、関係の土地については字来運5筆、地目は畑、面積は50,541㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり1,675円となっています。
議長	(1)公社一時貸付、番号1、と2決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1と2、決定します。 (2)公社買入、お願いします。
事務局	(2)公社買入 番号1、関係の土地については字美咲2筆、地目は畑、合計面積は29,180㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は8,754千円、10aあたり300千円となっております。
議長	(2)公社買入、番号1決定してよろしいですか。

全員	異議なし。
議長	番号1決定します。 (3)公社売渡、お願いします。
事務局	(3)公社売渡 番号1、関係の土地については字美咲2筆、地目は畑、合計面積は29,180 m²、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は8,754千円、10aあたり300千円となっております。 番号2、関係の土地についてはウトロ高原5筆、地目は畑、合計面積は70,411 m²、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は11,051千円、10aあたり157千円となっております。 番号3、関係の土地については字朱円東2筆、地目は畑、合計面積は31,899 m²、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は6,379千円、10aあたり200千円となっております。 番号4、関係の土地については字以久科北5筆、地目は畑、合計面積は63,997 m²、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は13,823千円、10aあたり216千円となっております。
議長	(3)公社売渡、番号1から4決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1から4決定します。 (4)公社借入、お願いします。
事務局	(4)公社借入 番号1、関係の土地については字峰浜11筆、地目は畑、合計面積は145,815 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり4,560円となっています。 番号2、関係の土地については字峰浜7筆、地目は畑、面積は118,674 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり2,848円となっています。 番号3、関係の土地については字来運2筆、地目は畑、面積は60,653 m²、利用権の種

	類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり1,055 円となっています。
議長	(4) 公社借入、番号1から3決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1から3決定します。 (5) 公社貸付、お願いします。
事務局	(5) 公社貸付 番号1、関係の土地については字峰浜11筆、地目は畑、合計面積は 145,815 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 4,560 円となっています。 番号2、関係の土地については字峰浜7筆、地目は畑、面積は 118,674 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 2,848 円となっています。 番号3、関係の土地については字来運2筆、地目は畑、面積は 60,653 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 1,055 円となっています。 位置図は9頁に記載の通りとなっております。 別紙の農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストの確認もお願いします。以上です。
議長	(5) 公社貸付、番号1から3決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1から3決定します。 日程5、その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩)
議長	本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第35回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和8年5月27日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 菱川正治

議事録署名委員 石井孝幸